

霞ヶ浦導水事業の中止を求める決議案

私たちは霞ヶ浦導水事業の目的「新規都市用水の開発」、「水質浄化」、「流水の正常な機能の維持」が虚構であることを明らかにした。

都市用水については、既に水余りが生じており、今後は水余りが拡大の一途を辿っていくので、新規の水源開発は全く不要である。

霞ヶ浦の水質浄化については、国土交通省は机上のシミュレーションでCODを0.8mg/L削減できるとしているが、実際には水質浄化が達成されないばかりか、悪化をもたらすことを私たちは実績データに基づいて科学的に証明した。

霞ヶ浦を介しての利根川・那珂川間の渇水時相互補給は必要性がないだけでなく、霞ヶ浦の水を那珂川と利根川に導水することにより、両河川の生態系構造に大きな影響を与え、甚大な生物多様性損傷を引き起こすことも明らかにした。

さらに問題なのは、那珂川等の漁業権の侵害である。毎秒15トンの那珂川からの取水と霞ヶ浦からの導水は、涸沼を含む那珂川下流部、汽水域の環境を悪化させ、アユ、サケ・マス類、マハゼ、ウグイ、スズキ、ヤマトシジミ等の生息や成長に多大な影響を与え、水産資源の減少をもたらし、漁業者の生活を脅かすものである。

那珂川水系は日本を代表する清流であり、茨城・栃木県民の共有の財産であり、誇りである。霞ヶ浦導水事業の強行は、この共有財産を破壊するものであり、「行政の犯罪」というべき暴挙である。私たちは、那珂川水系を先祖から受け継いだままの状態に次世代に継承するために、さらに利根川と霞ヶ浦の生態系を保全するために、また、霞ヶ浦の再生を誤らぬために、霞ヶ浦導水事業の中止を求める。

霞ヶ浦導水事業はいらない水戸集会参加者一同

2014年11月29日